

# 令和4年度指導監査概要

令和5年11月



長崎県福祉保健部

## はじめに

我が国は、少子高齢化の進行により、社会のさまざまな面で新たな転換期を迎えています。

特に、本県においては、離島や過疎地域が多いことから全国に先行して高齢化や人口減少が進み、社会構造や人々の暮らしの変化に伴う個人や世帯が抱える課題は複雑化・多様化しており、地域全体での支えあいがより一層必要となっています。そのため、県民の皆様が心豊かに安心して暮らし、社会参加していただくためには、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援策を講じることが重要であります。

本県では、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現」を目指し、各種施策を積極的に推進していくこととしており、監査指導課においては、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所等の運営の適正化および福祉サービスの質の向上に資することを目的として指導監査を実施しております。

この監査概要は、令和4年度に実施した指導監査の結果の概要をとりまとめたものです。

令和4年度は、3, 333の監査対象に対して、1, 248件の定期指導監査のほか、運営上著しい問題が疑われる事業所等に対して3件の特別監査を実施し、過年度分を含めて2件の改善勧告と1件の行政処分を行いました。（その他、5年度への継続1件）

県としましては、引き続き不祥事案に対しては行政処分などの厳格な措置を行い、今後とも適正な運営と、よりよいサービスの提供が行われるよう指導に努めてまいります。

令和5年11月

長崎県福祉保健部長 新田 惇一

## 目 次

	頁
第1章 指導監査の概要 .....	1
1. 一般監査の概要 .....	1
2. 特別監査の概要 .....	3
3. 指導監査の実績 .....	4
4. 文書指摘の概況 .....	4
第2章 社会福祉法人に対する主な指摘事項 .....	6
1. 老人福祉施設等を主として運営する法人 .....	6
2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人 .....	6
3. 障害者（児）福祉施設・事業所を主として運営する法人 .....	6
第3章 社会福祉施設・事業所に対する主な指摘事項 .....	8
1. 老人福祉施設等の指摘事項 .....	8
2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の指摘事項 .....	8
3. 障害者（児）福祉施設の指摘事項 .....	9
4. 介護保険施設・事業所の指摘事項 .....	9
5. 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の指摘事項 .....	11
【参考Ⅰ】 社会福祉法人の経営分析 .....	13
1. 経営分析結果の主な数値 .....	13
2. 特別養護老人ホームを主として運営する法人の経営分析結果 .....	14
3. 保育所を主として運営する法人の経営分析結果 .....	15
4. 障害者（児）福祉施設を主として運営する法人の経営分析結果 .....	16
5. 経営分析値 .....	18
【参考Ⅱ】 社会福祉施設の県内平均給与額 .....	19
【資料】	
1. 令和4年度文書指摘の主な事項（社会福祉法人） .....	20
2. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉法人） .....	21
3. 令和4年度文書指摘の主な事項（社会福祉施設） .....	22
4. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉施設） .....	23
5. 令和4年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所） .....	24
6. 年度別文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所） .....	25

7. 令和4年度文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所）	26
8. 年度別文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所）……	27
9. 令和4年度の特別監査の状況 ……………	28
10. 介護報酬・自立支援給付費等の返還状況（平成14年度～令和4年度） ……………	29
11. 令和5年度指導監査等実施方針 ……………	30

# 第1章 指導監査の概要

## 1. 一般監査の概要

令和4年度に実施した一般監査の概要は次のとおりです。

なお、中核市である長崎市及び佐世保市に所在する社会福祉施設・事業所等の指導監査については当該中核市が行い、また、各市に所在する社会福祉法人のうち当該市内のみで事業を行う法人の指導監査については当該市が行っています。

### (1) 社会福祉法人（4頁、20頁参照）

111法人のうち、38法人（34.2%）に対して指導監査を行いました。

指導監査を行った法人に対し文書指摘を行った法人は24法人（63.2%）（以下「指摘率」という。）で、指摘事項の件数は67件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

#### 【法人運営】

- ・評議員・評議員会に関すること（14件）
- ・理事会に関すること（11件）

#### 【管理】

- ・会計管理に関すること（14件）

となっています。

このため、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に向けて、監査機能の向上、経理事務の適正化等について、引き続き指導していく必要があります。

### (2) 社会福祉施設（4頁、22頁参照）

社会福祉施設とは、老人福祉施設等（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム等）、保育所、児童養護施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害児施設、保護施設等を指します。

582施設のうち、428施設（73.5%）に対して指導監査を行いました。

指摘率は22.4%（96施設）で、指摘事項の件数は165件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

○老人福祉施設等では、

#### 【運営・管理】

- ・災害等事故の防止対策が不十分（4件）

#### 【入所者処遇】

- ・その他（定員超過など）（4件）

#### 【経理事務】

- ・会計処理が不適切（1件）

○児童福祉施設では、

**【運営・管理】**

- ・就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離（13件）
- ・災害等事故の防止対策が不十分（11件）

**【職員処遇】**

- ・給与、各種手当の支給が不適正（10件）

**【経理事務】**

- ・会計処理が不適切（15件）
- ・工事、高額物品購入事務処理が不適切（16件）

○障害者（児）福祉施設では、

**【運営・管理】**

- ・その他（消防計画の自主点検が未実施）（1件）

となっています。

このため、就業規則等の整備、災害等事故の防止対策、適正な会計処理等について、引き続き指導していく必要があります。

(3) 介護保険施設・事業所（4頁、24頁参照）

介護保険施設・事業所については、1,433施設・事業所のうち、438施設・事業所（30.6%）に対して運営指導（令和3年度まで実地指導）を行いました。

指摘率は5.7%（25施設・事業所）で、指摘事項の件数は48件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

**【人員に関する基準】**

- ・職員の不足、必要な資格が無いなど（27件）

**【運営に関する基準】**

- ・サービスの取扱方針の不備・不徹底など（10件）
- ・勤務体制の確保が不十分など（2件）
- ・非常災害対策の不備（1件）

**【介護給付費の算定及び取扱い】（8件）**

となっています。

このため、サービス提供責任者や生活相談員等の職員の適正配置、介護サービス計画の適切な作成・変更及び利用者等への説明や同意の取得、介護給付費の加算請求の適正化とともに、利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスが提供されるよう、引き続き指導・助言していく必要があります。

(4) 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所（4頁、26頁参照）

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所については、1,143事業所のうち、319事業所（27.9%）に対して実地指導を行いました。

指摘率は74.0%（236事業所）で、指摘事項の件数は728件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

**【運営に関する基準】**

- ・虐待防止の対策が不十分（139件）
- ・身体拘束等適正化のための対策が不十分（107件）
- ・非常災害対策の不備（70件）
- ・運営規程の不備（62件）

**【介護給付費等の算定及び取扱い】（62件）**

- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切
- ・加算対象とならないものを誤って算定 など

となっています。

このため、利用者支援を第一に考えた運営を求める必要があることから、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置・開催、非常災害対策、介護給付費等の適切な算定、利用者に対する適正な支援計画の作成・見直し等について、引き続き指導・助言していく必要があります。

## 2. 特別監査の概要（28頁参照）

県民からの情報提供等により3件の特別監査を実施し、過年度分を含めて2件の改善勧告と1件の行政処分を行いました。その他、令和5年度への継続が1件（令和5年9月に改善勧告）となっています。

### 3. 指導監査の実績

区 分		監査対象数	実地指導監査数	実施率(%)
社会福祉法人		111	38	34.2
法人計		111	38	34.2
老人福祉施設等		280	133	47.5
児童福祉施設（障害児施設を除く）		292	292	100.0
婦人保護施設		1	1	100.0
児童福祉施設（障害児施設）		7	2	28.6
身体障害者施設（視聴覚障害者情報提供施設）		2	0	0.0
施設計		582	428	73.5
介護 保険 施設・ 事業所	介護保険施設（施設サービス）	121	28	23.1
	居宅サービス事業所	843	265	31.4
	介護予防サービス事業所	469	145	30.9
	計	1,433	438	30.6
障害 福祉 事業所	障害福祉サービス事業所	912	237	26.0
	障害児通所支援事業所	231	82	35.5
	計	1,143	319	27.9
法人・施設・事業所 合計		3,269	1,223	37.4
措 置 等 機 関	老人福祉関係市町	19	10	52.6
	児童福祉関係市町	19	9	47.4
	児童相談所（児童・障害）	4	1	25.0
	婦人相談所	1	1	100.0
	障害福祉サービス関係市町	21	4	19.0
	計	64	25	39.1
総 合 計		3,333	1,248	37.4

監査対象数は、令和4年4月1日現在

### 4. 文書指摘の概況

指導監査の結果、改善又は是正を要する事項については、原則として文書指摘することとしています。

社会福祉法人は24法人に対して文書指摘（指摘率63.2%）を行い、指摘件数は67件です。前年度と比べると指摘率で6.1ポイント増加しています。

社会福祉施設は96施設に対して文書指摘（指摘率22.4%）を行い、指摘件数は165件です。前年度と比べると指摘率で7.7ポイント減少し、指摘件数は84件減少しています。



介護保険施設・事業所は25施設・事業所に対して文書指摘（指摘率5.7%）を行い、指摘件数は48件です。前年度と比べると指摘率で0.3ポイント減少していますが、指摘件数では24件増加しています。

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所は236施設・事業所に対して文書指摘（指摘率74.0%）を行い、指摘件数は728件です。前年度と比べると指摘率で17.1ポイント増加し、指摘件数は492件増加しています。

(1) 社会福祉法人 ※20頁参照

区 分	老人福祉等法人	児童福祉等法人	障害者福祉等法人	計 ①
監査実施法人	14	16	8	38
文書指摘法人	8	8	8	24
指摘率 (%)	57.1	50.0	100.0	63.2
指摘件数	22	18	27	67

(2) 社会福祉施設 ※22頁参照

区 分	老人福祉施設等	児童福祉施設(除く障害児)・婦人保護施設	障害児施設・視聴覚障害者情報提供施設	計 ②
監査実施施設	133	293	2	428
文書指摘施設	8	87	1	96
指摘率 (%)	6.0	29.7	50.0	22.4
指摘件数	12	152	1	165

(3) 介護保険施設・事業所 ※24頁参照

区 分	施設サービス	居宅サービス	介護予防サービス	計 ③
監査実施施設・事業所	28	265	145	438
文書指摘施設・事業所	3	15	7	25
指摘率 (%)	10.7	5.7	4.8	5.7
指摘件数	4	30	14	48

(4) 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所 ※26頁参照

区 分	障害福祉サービス	障害児通所支援	計 ④	合計 ①+②+③+④
監査実施事業所	237	82	319	1,223
文書指摘事業所	171	65	236	381
指摘率 (%)	72.2	79.3	74.0	31.2
指摘件数	514	214	728	1,008

## 第2章 社会福祉法人に対する主な指摘事項（20頁参照）

### 1. 老人福祉施設等を主として運営する法人

本県が所管する老人福祉施設等を主として運営する法人は46法人であり、実地監査した法人数は14（実地監査率30.4％）です。このうち文書指摘した法人数は8（指摘率57.1％）です。

指摘件数は22件で、内訳は、評議員会、理事会などの法人運営に関することが18件、事業に関することが3件、会計管理に関することが1件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものは次のとおりです。

#### [理事会]

- ・評議員会の招集について、理事会の議決がなされていない。
- ・監事の過半数の同意を得ていない。

#### [会計管理]

- ・収益事業の収益について、社会福祉事業または公益事業に繰入を行っていない。

### 2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人

本県が所管する児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人は36法人であり、実地監査した法人数は16（実地監査率44.4％）です。このうち文書指摘した法人数は8（指摘率は50.0％）です。

指摘件数は18件で、内訳は評議員会、理事会、定款などの法人運営に関することが14件、事業に関することが2件、会計管理に関することが2件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものは次のとおりです。

#### [評議員・評議員会]

- ・評議員及び役員の選任にあたり、候補者が欠格事由に該当しないこと等について、誓約書等による確認がされていない。
- ・法令、定款の定めによる開催がなされていない。

#### [会計管理]

- ・決算及び計算関係書類が不適切である。

### 3. 障害者（児）福祉施設・事業所を主として運営する法人

本県が所管する障害者（児）福祉施設・事業所を主として運営する法人は29法人であり、実地監査した法人数は8（実地監査率27.6％）です。このうち文書指摘した法人数は8（指摘率100.0％）です。

指摘件数は27件で、内訳は、会計管理や資産管理などの管理に関することが14件、評議員会や理事会などの法人運営に関することが11件、事業に関することが2件となっています。

これら文書指摘した中で主なものは次のとおりです。

[会計管理]

- ・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム(WAMNET)に誤った情報を掲載している。
- ・経理規程に基づかない処理がある。

[評議員・評議員会、理事会]

- ・評議員、理事の欠格事由の有無を確認していない。
- ・理事会の議事録に重要な事項についての説明や審議された内容が記載されていない。

### 第3章 社会福祉施設・事業所に対する主な指摘事項

#### 1. 老人福祉施設等の指摘事項（22頁参照）

本県が所管する老人福祉施設等は、養護老人ホーム21、特別養護老人ホーム90、軽費老人ホーム・ケアハウス16、有料老人ホーム等153の計280であり、実地監査した施設数は133（実地監査率47.5%）です。

このうち文書指摘した施設数は8（指摘率6.0%）です。

指摘件数は、12件で、内訳は、運営・管理関係で7件、入所者処遇で4件、経理事務で1件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

##### [運営・管理]

- ・消防避難訓練を年2回以上行っていない。

##### [入所者処遇]

- ・定員を超過している。

##### [経理事務]

- ・寄付金が計上されていない。

#### 2. 児童福祉施設・婦人保護施設の指摘事項（22頁参照）

本県が所管する児童福祉施設数（保育所、児童養護施設等）は292、婦人保護施設数は1であり、実地監査した施設数は293（実地監査率100.0%）です。

このうち文書指摘した施設数は87（指摘率29.7%）です。

指摘件数は152件で、内訳は、運営・管理関係で54件、経理事務関係で54件、児童処遇関係で28件、職員処遇関係で16件となっています。

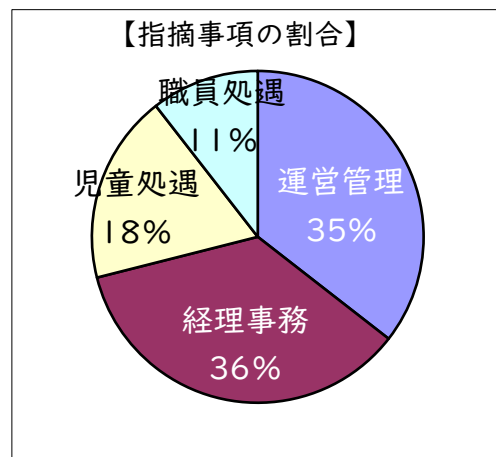
これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

##### [運営・管理]

- ・労働基準法一部改正に伴う就業規則改正を行っていない。
- ・条例に規定している保育士数が不足している。
- ・早朝や夕方の保育士配置が不適切である。
- ・年1回以上の通報訓練が行われていない。

##### [児童処遇]

- ・1歳児の午睡(睡眠)時チェックが行われていない。
- ・業務の質の評価が適切に実施されていない。



[職員処遇]

- ・時間外勤務手当、特殊業務手当などの支給額誤りがある。
- ・保育士の給与格付けや昇給が適正になされていない。
- ・通勤手当、住居手当、扶養手当などの各種手当の支給に誤りがある。

[経理事務]

- ・工事の発注や備品購入の際、経理規程に基づかない処理がある。
- ・現金出納処理が適正になされていない。

### 3. 障害者（児）福祉施設の指摘事項（22頁参照）

本県が所管する障害児施設及び視聴覚障害者情報提供施設数は9であり、実地指導した施設数は2（実地指導率22.2%）です。

このうち文書指摘した施設数は1（指導率50.0%）です。

指摘件数は、運営・管理関係で1件となっています。

[運営・管理]

- ・消防計画の自主点検を実施していない。

### 4. 介護保険施設・事業所の指摘事項（24頁参照）

区 分	介護保険			
	施設サービス	居宅サービス	介護予防サービス	計
運営指導対象施設・事業所	121	843	469	1,433
運営指導実施施設・事業所 A	28	265	145	438
文書指摘を受けた施設・事業所 B	3	15	7	25
指摘率（B/A）	10.7	5.7	4.8	5.7
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	指摘数
	件	件	件	件
【人員に関する基準】	0	17	10	27
【設備に関する基準】	0	0	0	0
【運営に関する基準】	2	9	2	13
【介護給付費の算定及び取扱い】	2	4	2	8
【その他】	0	0	0	0
合 計	4	30	14	48

(1) 介護保険施設（施設サービス）の指摘事項

本県が所管する介護保険施設は、介護老人福祉施設69、介護老人保健施設36、介護療養型医療施設10、介護医療院6の計121施設であり、運営指導した施設数は28（運営指導率23.1%）です。

このうち文書指摘した施設数は3（指摘率10.7%）です。

指摘件数は4件で、内訳は、運営に関する基準関係で2件、介護給付費の算定及び取扱い関係で2件となっています。

(2) 居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所の指摘事項

本県の所管する居宅サービス事業所は843事業所、介護予防サービス事業所は469事業所、合計1,312事業所であり、運営指導を行った事業所数は410（運営指導率31.3%）です。（内訳は次表のとおり）

居宅サービス事業所	対象数	実施数	介護予防サービス事業所	対象数	実施数
訪問介護	168	47			
訪問入浴介護	6	1	訪問入浴介護	6	1
訪問看護	66	16	訪問看護	66	16
通所介護	200	73			
通所リハビリテーション	113	40	通所リハビリテーション	112	40
短期入所生活介護	109	32	短期入所生活介護	105	32
短期入所療養介護	55	12	短期入所療養介護	55	12
特定施設入所者生活介護	36	15	特定施設入所者生活介護	35	15
福祉用具貸与	44	15	福祉用具貸与	44	15
福祉用具販売	46	14	福祉用具販売	46	14
計	843	265	計	469	145

このうち文書指摘した事業所数は22（指摘率5.4%）です。

指摘件数は44件で、内訳は、人員に関する基準関係で27件、運営に関する基準関係で11件、介護給付費の算定及び取扱い関係で6件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

[人員に関する基準]

- ①職員の不足、必要な資格がないなど
  - ・常勤のサービス提供責任者が配置されていない。
  - ・常勤・専従の管理者が配置されていない。
  - ・必要な数の介護職員・看護職員が配置されていない。

[運営に関する基準]

- ①サービスの取扱方針の不備・不徹底など
  - ・介護サービス計画及び福祉用具貸与計画について、その作成、説明、同意、交付及び変更が適切に行われていない。
- ②勤務体制の確保が不十分など
  - ・勤務表が作成されていない。
- ③非常災害対策の不備
  - ・避難、救出その他の必要な訓練が行われていない。

[介護給付費の算定及び取扱い]

①初回の指定訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が訪問した実態がないのに、初回加算を算定している。

## 5. 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の指摘事項（26頁参照）

区 分	障害福祉サービス	障害児通所支援	計
実地指導対象施設・事業所	912	231	1,143
実地指導実施施設・事業所 A	237	82	319
文書指摘を受けた施設・事業所 B	171	65	236
指摘率（B/A）	72.2	79.3	74.0
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数
	件	件	件
【人員に関する基準】	1	0	1
【設備に関する基準】	4	0	4
【運営に関する基準】	447	187	634
【介護給付費の算定及び取扱い】	45	17	62
【その他】	16	11	27
合 計	513	215	728

本県が所管する障害福祉サービス事業所は912事業所、障害児通所支援事業所は231事業所、合計1,143事業所であり、実地指導を行った事業所数は319（実地指導率27.9%）です。（内訳は次表のとおり）

事業所の種類	対象数	実施数	事業所の種類	対象数	実施数
障害福祉サービス事業所	912	237	就労移行支援	28	5
居宅介護	120	29	就労継続支援A型	41	15
共生型居宅介護	1	0	就労継続支援B型	166	52
重度訪問介護	112	28	就労定着支援	7	1
共生型重度訪問介護	1	0	自立生活援助	4	2
行動援護	13	3	共同生活援助	104	25
同行援護	46	10	地域移行支援	21	1
短期入所	76	21	地域定着支援	21	1
療養介護	4	1	障害児通所支援事業所	231	82
生活介護	100	29	児童発達支援	72	29
共生型生活介護	3	0	放課後等デイサービス	135	47
施設入所支援	29	12	保育所等訪問支援	24	6
自立訓練（生活訓練）	13	2			
自立訓練（宿泊型）	2	0	計	1,143	319

このうち文書指摘した事業所数は236（指摘率74.0％）です。

指摘件数は728件で、内訳は、人員に関する基準関係で1件、設備に関する基準関係で4件、運営に関する基準関係で634件、介護給付費の算定及び取扱い関係で62件、その他27件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。（サービス事業別）

[居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護]

- ・虐待防止の対策が不十分である。
- ・身体拘束等適正化のための対策が不十分である。
- ・会計の区分が不適切である。
- ・サービス提供記録の記載が不適切である。

[生活介護]

- ・運営規程に不備がある。
- ・非常災害対策が不十分である。

[施設入所支援]

- ・非常災害対策が不十分である。
- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。

[就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型]

- ・身体拘束等適正化のための対策が不十分である。
- ・運営規程に不備がある。
- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。
- ・工賃の支払いに関して不備がある。

[共同生活援助]

- ・虐待防止の対策が不十分である。
- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。
- ・個別支援計画の手続きに不備がある。

[児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援]

- ・虐待防止の対策が不十分である。
- ・身体拘束等適正化のための対策が不十分である。
- ・非常災害対策が不十分である。
- ・運営規程に不備がある。
- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。



【参考Ⅰ】 社会福祉法人の経営分析（18頁参照）

Ⅰ. 経営分析結果の主な数値

（1）特別養護老人ホームを主として運営する法人（30法人）

① 安定性分析（流動比率）	379.7%
② 収益性分析（収益高経常利益率）	0.6%
③ 償還力分析（長期借入金償還力）	1.1倍
④ 経営安全率分析	0.8%
⑤ 高額繰越金比率	70.4%
⑥ 経常収益人件費比率	66.8%

（2）保育所を主として運営する法人（31法人）

① 安定性分析（流動比率）	151.0%
② 収益性分析（収益高経常利益率）	5.0%
③ 償還力分析（長期借入金償還力）	2.6倍
④ 経営安全率分析	5.7%
⑤ 高額繰越金比率	42.2%
⑥ 経常収益人件費比率	70.6%

（3）障害者（児）福祉施設を主として運営する法人（29法人）

① 安定性分析（流動比率）	647.8%
② 収益性分析（収益高経常利益率）	4.9%
③ 償還力分析（長期借入金償還力）	7.2倍
④ 経営安全率分析	5.5%
⑤ 高額繰越金比率	96.2%
⑥ 経常収益人件費比率	63.9%

## 2. 特別養護老人ホームを主として運営する法人の経営分析結果

特別養護老人ホーム等を主たる事業として運営している社会福祉法人30法人について、経営分析を行いました。

### (1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

#### ① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率です。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値で見ると、379.7%となっており、短期的支払能力が高いことを示しています。

#### ② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることになります。平均値で見ると、106.1%となっています。

#### ③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標になります。平均値で68.9%であり、健全性が高いことがわかります。

### (2) 収益性分析

収益高経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

#### ① 収益高経常利益率

収益に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値で見ると0.6%です。

#### ② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので、高いほどよいとされています。平均値で見ると0.3%となっています。

### (3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

労働生産性の一般的な測定は、分子に収益、分母に平均従業員数を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。平均値は149.4%であり、これは、法人が100の人件費を投入して149.4のリターンを得たことを示しています。

### (4) 償還力分析

償還力を、償却前経常増減差額／設備資金借入金元金償還支出の算式で計算しました。平均値で見ると、1.1倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない設備資金借入金元金償還額の1.1倍の利益があることを示します。

#### (5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収益}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値(%)だけ収入がダウンした場合に収支0(減価償却後)になることを表しています。平均値でみると、0.8%となっており、収入が0.8%ダウンした場合に、収支0(減価償却後)になることを示しています。

### 3. 保育所を主として運営する法人の経営分析結果

保育所を主たる事業として運営している社会福祉法人31法人について経営分析を行いました。

#### (1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

##### ① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率です。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値でみると、151.0%となっており短期的支払能力は高いといえます。

##### ② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることとなります。平均値でみると、117.7%となっています。

##### ③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標です。平均値で72.1%であり、健全性が高いことがわかります。

#### (2) 収益性分析

収益高経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

##### ① 収益高経常利益率

収益に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値でみると、5.0%です。

##### ② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので高いほどよいとされています。

平均値で見ると2.7%となっています。

#### (3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

労働生産性の一般的な測定は、分子に収益、分母に平均従業員数を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。平均値は141.7%であり、これは、法人が100の人件費を投入して141.7のリターンを得たことを示しています。

#### (4) 償還力分析

償還力を、償却前経常増減差額／設備資金借入金元金償還支出の算式で計算しました。平均値でみると、2.6倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない設備資金借入金元金償還額の2.6倍の利益があることを示します。1年間で約2.6年間分の設備資金借入金元金償還額に相当する利益を得たこととなります。

#### (5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収益}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値(%)だけ収入がダウンした場合に収支0(減価償却後)になることを表しています。平均値でみると、5.7%となっており、収入が5.7%ダウンした場合に、収支0(減価償却後)になることを示しています。

### 4. 障害者(児)福祉施設を主として運営する法人の経営分析結果

障害者(児)福祉施設を主たる事業として運営している社会福祉法人29法人について経営分析を行いました。

#### (1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

##### ① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率です。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値でみると、647.8%となり、短期的支払能力が高いことを示しています。

##### ② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることとなります。平均値でみると、82.9%となっています。

##### ③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標です。平均値で87.2%であり、健全性が高いことがわかります。

#### (2) 収益性分析

収益高経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

① 収益高経常利益率

収益に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値で見ると、4.9%となっています。

② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので高いほどよいとされています。

平均値で見ると2.1%となっています。

(3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

労働生産性の一般的な測定は、分子に収益、分母に平均従業員数を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。平均値は155.4%であり、これは、法人が100の人件費を投入して155.4のリターンを得たことを示しています。

(4) 償還力分析

償還力を、償却前経常増減差額／設備資金借入金元金償還支出の算式で計算しました。平均値で見ると、7.2倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない設備資金借入金元金償還額の7.2倍の利益があることを示します。換言すれば、1年間で約7.2年間分の設備資金借入金元金償還額に相当する利益を得たこととなります。

(5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収益}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値(%)だけ収入がダウンした場合に収支0(減価償却後)になることを表しています。平均値で見ると、5.5%となっており、収入が5.5%ダウンした場合に、収支0(減価償却後)になることを示しています。

5. 経営分析値（令和3年度決算）

（金額単位：千円、1法人平均）

区 分		計算式	特別養護 老人ホーム系	保育所系	障害者（児） 福祉施設系	
貸借対照表	資産	流動資産 ①	632,796	117,747	630,860	
		固定資産 ②	1,749,702	651,201	1,642,116	
		資産計 ③	①+②	2,382,498	768,948	2,272,976
	負債	流動負債 ④		166,661	77,973	97,390
		固定負債 ⑤		578,587	136,146	193,689
		負債計 ⑥	④+⑤	745,248	214,119	291,079
	資本	純資産 ⑦		1,648,440	553,170	1,981,510
うち積立金			148,057	96,275	367,203	
負債及び純資産計⑧		⑥+⑦	2,393,688	767,289	2,272,589	
事業活動計算書	収益	収益計 ⑨	992,325	404,803	978,409	
	費用	費用計 ⑩	⑪+~⑮	987,953	384,502	936,774
		人件費 ⑪		664,222	285,730	629,681
		事務費 ⑫		96,409	42,997	82,422
		事業費 ⑬		155,445	43,963	108,121
		減価償却費 ⑭		88,284	25,982	69,756
		その他 ⑮		△ 16,407	△ 14,170	46,794
	増減差額	サービス活動増減差額⑯	⑨-⑩	4,372	20,301	41,635
		サービス活動外増減差額⑰		2,076	115	6,397
		経常増減差額 ⑱	⑯+⑰	6,448	20,416	48,032
償却前経常増減差額⑲		⑭+⑱	94,732	46,398	117,788	
次期繰越活動増減差額⑳			926,269	161,645	1,061,029	
資金収支	設備資金借入金元金償還支出 当期末支払資金残高		84,309 550,115	17,830 74,714	16,425 574,366	
経営分析値	収益性	総資本経常利益率（%）	⑱/⑧	0.3%	2.7%	2.1%
		収益高経常利益率（%）	⑱/⑨	0.6%	5.0%	4.9%
		収益額事業費比率（%）	⑬/⑨	15.7%	10.9%	11.1%
		総資本回転率（回）	⑨/⑧	0.4	0.5	0.4
	生産性	労働生産性（%）	⑨/⑪	149.4%	141.7%	155.4%
		労働分配率（%）	⑪/⑨	66.9%	70.6%	64.4%
	安定性	自己資本比率	⑦/⑧	68.9%	72.1%	87.2%
		負債比率（%）	⑥/⑦	45.2%	38.7%	14.7%
		流動比率（%）	①/④	379.7%	151.0%	647.8%
		固定比率（%）	②/⑦	106.1%	117.7%	82.9%
		固定長期適合率（%）	②/（⑤+⑦）	78.6%	94.5%	75.5%
		長期借入金償還力（倍）	※ 1	1.1	2.6	7.2
		高額繰越金比率（%）	※ 2	70.4%	42.2%	96.2%
	損益	損益分岐点（千円）	※ 3	984,679	381,900	924,410
		経営安全率（%）	※ 4	0.8%	5.7%	5.5%
人件費比率（%）		※ 5	73.8%	79.7%	72.6%	
経常収益人件費比率（%）		※ 6	66.8%	70.6%	63.9%	

WAMNET:社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムデータにより作成

- ※ 1 （経常増減差額⑱+減価償却費⑭）/設備資金借入金元金償還支出
- ※ 2 （当期末支払資金残高+積立金）/⑨
- ※ 3 （⑪+⑫+⑭+⑮-⑰）/（1-⑬/⑨）
- ※ 4 （1-損益分岐点収入/収益）
- ※ 5 人件費⑪/費用（減価償却費を除く）（⑩-⑭）
- ※ 6 人件費⑪/経常収益（⑨+⑰）

## 【参考Ⅱ】 社会福祉施設の県内平均給与額

入所者・利用者の処遇を適切に行うためには、それを支える職員の処遇（給与等）をよくすることも重要です。法人等の監査では、給与規程に則った給与、諸手当が支給されているか確認しています。次表は、令和4年4月1日現在の県の監査対象となる社会福祉施設の正規職員の平均年齢、平均給与額（※）をまとめたものです。

※平均給与額とは、正規職員の本俸+特殊業務手当の合計を平均している。

### （1）平均年齢・平均給与（老人福祉施設）（単位：歳、円）

職種	平均	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム・ケアハウス
事務員	年齢	49.6	43.6	42.1
	給与	203,118	185,963	179,968
看護職員	年齢	51.0	51.9	57.0
	給与	229,142	229,987	219,961
介護職員	年齢	43.4	42.6	45.3
	給与	192,161	192,332	196,730
調理員	年齢	43.3	49.7	49.1
	給与	164,955	166,002	173,007
施設数		21	90	16

※養護老人ホームは、公設公営施設3施設を除く

### （2）平均年齢・平均給与（児童福祉施設）（単位：歳、円）

職種	平均	保育所	児童養護施設
保育士等	年齢	39.5	36.7
	給与	223,959	235,377
看護師等	年齢	47.1	46.6
	給与	214,794	295,059
調理員等	年齢	41.6	50.8
	給与	193,491	197,713
事務員、用務員等	年齢	40.9	48.1
	給与	197,566	244,943
施設数		149	12

### （3）平均年齢・平均給与（障害者（児）福祉施設）（単位：歳、円）

職種	平均	身体障害者施設	知的障害者施設	障害児施設
事務員	年齢	40.2	45.2	40.2
	給与	237,716	241,969	237,716
指導員等	年齢	39.2	44.1	39.2
	給与	253,312	303,222	243,312
調理員	年齢	44.0	45.8	44.0
	給与	212,111	196,570	212,111
施設数		5	22	5

【資料】

1. 令和4年度文書指摘の主な事項（社会福祉法人）

区 分	老人施設	児童福祉施設等	障害者(児)施設	法人計
指導監査対象法人数	46	36	29	111
指導監査実施法人数 (A)	14	16	8	38
文書指摘を受けた法人数 (B)	8	8	8	24
B/A	57.1%	50.0%	100.0%	63.2%
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
I 法人運営	18	14	11	43
1 定款 ・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きを経ているか。等	2	2	1	5
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人) ・内部管理体制が理事会で決定されているか。等				0
3 評議員・評議員会 ・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。等	5	5	4	14
4 理事 ・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。等	3	1	1	5
5 監事 ・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。等	3			3
6 理事会 ・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。等	4	5	2	11
7 会計監査人 ・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。				0
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 ・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。等	1	1	3	5
II 事業	3	2	2	7
1 事業一般 ・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。	1		2	3
2 社会福祉事業 ・適正に実施されているか ・必要な資産を有しているか。				0
3 公益事業 ・適正に実施されているか		2		2
4 収益事業 ・適正に実施されているか	2			2
III 管理	1	2	14	17
1 人事管理 ・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。				0
2 資産管理 ・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。等			1	1
3 会計管理 ・収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・資産の評価は適正に行われているか。 ・会計帳簿は適正に整備されているか。等	1	2	11	14
4 その他 ・社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。等			2	2
合 計	22	18	27	67



## 2. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉法人）

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	前年度比 (%)
指導監査対象法人数	97	105	105	111	111	100.0
指導監査実施法人数 (A)	38	30	24	35	38	108.6
文書指摘を受けた法人数 (B)	16	8	8	20	24	120.0
B/A	42.1%	26.7%	33.3%	57.1%	63.2%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
I 法人運営	35	5	14	28	43	153.6
1 定款 ・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きを経ているか。等	6	0	2	4	5	125.0
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人) ・内部管理体制が理事会で決定されているか。等	0	0	0	0	0	—
3 評議員・評議員会 ・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。等	11	1	6	10	14	140.0
4 理事 ・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。等	1	2	0	0	5	—
5 監事 ・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。等	3	0	1	1	3	300.0
6 理事会 ・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。等	6	0	5	13	11	84.6
7 会計監査人 ・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。	0	0	0	0	0	—
8 評議員、理事、監 事及び会計監査人 の報酬 ・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。等	8	2	0	0	5	—
II 事業	0	0	1	2	7	350.0
1 事業一般 ・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。	0	0	1	1	3	300.0
2 社会福祉事業 ・適正に実施されているか ・必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	0	—
3 公益事業 ・適正に実施されているか	0	0	0	1	2	200.0
4 収益事業 ・適正に実施されているか	0	0	0	0	2	—
III 管理	43	13	4	16	17	106.3
1 人事管理 ・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	0	0	0	0	0	—
2 資産管理 ・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。等	6	1	0	3	1	33.3
3 会計管理 ・収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・資産の評価は適正に行われているか。 ・会計帳簿は適正に整備されているか。等	31	10	3	12	14	116.7
4 その他 ・社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。等	6	2	1	1	2	200.0
合 計	78	18	19	46	67	145.7

### 3. 令和4年度文書指摘の主な事項（社会福祉施設）

区 分	事業種別施設数			計
	老人施設	児童福祉施設等	障害者(児)施設	
指導監査対象施設数	280	293	9	582
指導監査実施施設数 (A)	133	293	2	428
文書指摘を受けた施設数 (B)	8	87	1	96
指摘率 (B/A)	6.0	29.7	50.0	22.4
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
1. 運営・管理	7	54	1	62
①就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離	1	13		14
②災害等事故の防止対策が不十分	4	11		15
③非常勤職員の雇用形態が不十分				0
④労働基準法に基づく届出なし		1		1
⑤その他	2	29	1	32
2. 入所者処遇	4	28	0	32
①入所者の預り金の管理、取扱いが不十分				0
②遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切				0
③入所者の健康管理が不十分				0
④適切な給食の提供等が不十分		3		3
⑤その他	4	25		29
3. 職員処遇	0	16	0	16
①給与規程が不備、実態と乖離等		4		4
②勤務体制の整備が不十分				0
③給与・各種手当の支給が不適正		10		10
④退職共済制度への加入が不適切				0
⑤その他		2		2
4. 経理事務	1	54	0	55
①会計処理が不適切	1	15		16
②工事、高額物品購入事務処理が不適切		16		16
③繰入金の処理が不適切				0
④会計責任者等への辞令なし				0
⑤その他		23		23
合 計	12	152	1	165

4. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉施設）

区 分	H30	R元	R 2	R 3	R 4	前年度比 (%)
指導監査対象施設数	566	584	585	581	582	100.2
指導監査実施施設数 (A)	496	490	447	438	428	97.7
文書指摘を受けた施設数 (B)	103	82	121	132	96	72.7
指摘率 (B/A)	20.8%	16.7%	27.1%	30.1%	22.4%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 運営・管理	64	51	52	85	62	72.9
① 就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離	10	8	3	28	14	50.0
② 災害等事故の防止対策が不十分	19	4	10	17	15	88.2
③ 非常勤職員の雇用形態が不十分	1	3	0	3	0	—
④ 労働基準法に基づく届出なし	5	4	2	2	1	50.0
⑤ その他	29	32	37	35	32	91.4
2. 入所者処遇	18	19	30	60	32	53.3
① 入所者の預り金の管理、取扱いが不十分	0	0	0	0	0	—
② 遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	—
③ 入所者の健康管理が不十分	2	4	1	3	0	—
④ 給食の提供が不十分	12	8	3	4	3	75.0
⑤ その他	4	7	26	53	29	54.7
3. 職員処遇	25	30	89	66	16	24.2
① 給与規程が不備、実態と乖離等	3	4	15	12	4	33.3
② 勤務体制の整備が不十分	0	1	0	0	0	—
③ 給与・各種手当の支給が不適正	17	19	63	42	10	23.8
④ 退職共済制度への加入が不適切	0	0	2	0	0	—
⑤ その他	5	6	9	12	2	16.7
4. 経理事務	36	42	58	38	55	144.7
① 会計処理が不適切	9	16	25	15	16	106.7
② 工事、高額物品購入事務処理が不適切	10	4	9	6	16	266.7
③ 繰入金金の処理が不適切	0	0	0	0	0	—
④ 会計責任者等への辞令なし	0	2	0	0	0	—
⑤ その他	17	20	24	17	23	135.3
合 計	143	142	229	249	165	66.3

5. 令和4年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所）

区 分	施 設 サービス	居 宅 サービス	介護予防 サービス	計
運営指導対象施設・事業所数	121	843	469	1,433
運営指導実施施設・事業所数 (A)	28	265	145	438
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	3	15	7	25
指摘率 (B/A)	10.7%	5.7%	4.8%	5.7%
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
1. 人員に関する基準	0	17	10	27
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	0	17	10	27
2. 設備に関する基準	0	0	0	0
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0
3. 運営に関する基準	2	9	2	13
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	0	0
② サービス提供の記録などの不備	0	0	0	0
③ 利用料の受領に関する不備	0	0	0	0
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	2	6	2	10
⑤ 運営規程の不備	0	0	0	0
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	0	2	0	2
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	0
⑧ 衛生管理が不十分	0	0	0	0
⑨ 個人情報取扱の不備など	0	0	0	0
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0
⑫ 会計処理区分が不明確など	0	0	0	0
⑬ 非常災害対策の不備	0	1	0	1
⑭ その他	0	0	0	0
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	2	4	2	8
5. その他	0	0	0	0
合 計	4	30	14	48

6. 年度別文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所）

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	前年度比 (%)
運営指導対象施設・事業所数	1,455	1,483	1,441	1,445	1,433	99.2
運営指導実施施設・事業所数 (A)	490	477	232	235	438	186.4
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	39	14	7	14	25	178.6
指摘率 (B/A)	8.0%	2.9%	3.0%	6.0%	5.7%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 人員に関する基準	16	8	0	13	27	207.7
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	16	8	0	13	27	207.7
2. 設備に関する基準	0	0	0	0	0	-
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	0	-
3. 運営に関する基準	68	9	7	10	13	130.0
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	8	1	0	0	0	-
② サービス提供の記録などの不備	1	0	0	0	0	-
③ 利用料の受領に関する不備	1	0	1	0	0	-
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	8	5	4	7	10	142.9
⑤ 運営規程の不備	7	0	0	0	0	-
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	12	1	1	1	2	200.0
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	9	0	0	0	0	-
⑧ 衛生管理が不十分	11	1	0	2	0	-
⑨ 個人情報取扱いの不備など	5	1	0	0	0	-
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	0	-
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	0	-
⑫ 会計処理区分が不明確など	0	0	0	0	0	-
⑬ 非常災害対策の不備	0	0	0	0	1	-
⑭ その他	6	0	1	0	0	-
4. 介護給付費の算定及び取扱い	12	5	5	1	8	800.0
5. その他	0	0	1	0	0	-
合 計	96	22	13	24	48	200.0

7. 令和4年度文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所）

区 分	障害福祉 サービス事業所	障害児通所 支援事業所	計
実地指導対象施設・事業所数	912	231	1,143
実地指導実施施設・事業所数 (A)	237	82	319
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	171	65	236
指摘率 (B/A)	72.2%	79.3%	74.0%
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	計
1. 人員に関する基準	1	0	1
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	1	0	1
2. 設備に関する基準	4	0	4
① 設備、居室、病室などの不備	4	0	4
3. 運営に関する基準	447	187	634
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	13	1	14
② サービス提供の記録などの不備	12	0	12
③ 利用料の受領に関する不備	4	3	7
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	0	3	3
⑤ 運営規程の不備	42	20	62
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	19	14	33
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	2	2
⑧ 衛生管理が不十分	12	8	20
⑨ 個人情報取扱の不備など	4	1	5
⑩ 苦情解決体制が不十分など	3	0	3
⑪ 事故発生時の対策が不十分	6	1	7
⑫ 会計処理区分が不明確など	21	11	32
⑬ 非常災害対策の不備	47	23	70
⑭ その他	264	100	364
(1) 個別支援計画の取扱いが不十分	28	2	30
(2) 虐待防止の対策が不十分	99	40	139
(3) 身体拘束等適正化のための対策が不十分	74	33	107
(4) その他	63	25	88
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	45	17	62
5. その他	16	11	27
合 計	513	215	728

8. 年度別文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業）

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	前年度比 (%)
実地指導対象施設・事業所数	1,206	1,095	1,123	1,143	1,143	100.0
実地指導実施施設・事業所数 (A)	340	392	241	188	319	169.7
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	271	309	165	107	236	220.6
指摘率 (B/A)	79.7%	78.8%	68.5%	56.9%	74.0%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 人員に関する基準	<b>32</b>	<b>24</b>	<b>18</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>33.3</b>
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	32	24	18	3	1	33.3
2. 設備に関する基準	<b>6</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>-</b>
① 設備、居室、病室などの不備	6	10	0	0	4	-
3. 運営に関する基準	<b>723</b>	<b>760</b>	<b>332</b>	<b>173</b>	<b>634</b>	<b>366.5</b>
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	9	15	6	5	14	280.0
② サービス提供の記録などの不備	15	15	15	23	12	52.2
③ 利用料の受領に関する不備	15	22	9	5	7	140.0
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	13	0	1	0	3	-
⑤ 運営規程の不備	124	136	63	37	62	167.6
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	59	46	30	17	33	194.1
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	22	16	4	2	2	100.0
⑧ 衛生管理が不十分	28	44	9	1	20	2,000.0
⑨ 個人情報取扱いの不備など	12	17	4	2	5	250.0
⑩ 苦情解決体制が不十分など	5	5	4	3	3	100.0
⑪ 事故発生時の対策が不十分	20	2	4	6	7	116.7
⑫ 会計処理区分が不明確など	53	45	16	9	32	355.6
⑬ 非常災害対策の不備	92	97	32	16	70	437.5
⑭ その他	256	300	135	47	364	774.5
(1)個別支援計画の取扱いが不十分	77	82	65	17	30	176.5
(2)虐待防止の対策が不十分					139	-
(3)身体拘束等適正化のための対策が不十分					107	-
(4)その他	179	218	70	30	88	293.3
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	<b>135</b>	<b>153</b>	<b>107</b>	<b>52</b>	<b>62</b>	<b>119.2</b>
5. その他	<b>73</b>	<b>74</b>	<b>21</b>	<b>8</b>	<b>27</b>	<b>337.5</b>
合 計	969	1,021	478	236	728	308.5

9. 令和4年度の特別監査の状況

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
4年12月	就労継続支援B型	性的・心理的虐待	令和4年12月26日付 で改善勧告
5年2月	放課後等デイサービス	不正請求	令和5年3月16日付 で改善勧告
5年2月～4月 (5年度へ継続)	就労継続支援A型	身体的虐待 人員基準違反	(令和5年9月8日付 で改善勧告)

参考：令和3年度までに特別監査し、令和4年度に処分等実施

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
3年10月～4年1月	放課後等デイサービス	人員基準違反 不正請求 不実記載	令和4年4月22日付 で行政処分（指定の一部 の効力の停止）



10. 介護報酬・自立支援給付費等の返還状況(平成14年度~令和4年度)

	介護保険介護報酬		障害者自立支援給付費 障害児通所給付費	
	事業所数	返還額(千円)	事業所数	返還額(千円)
14年度	23	75,418	-	-
15年度	55	52,442	1	179
16年度	92	125,721	13	2,165
17年度	209	67,637	5	769
18年度	127	111,543	0	0
19年度	62	18,284	1	7,667
20年度	54	11,984	0	0
21年度	39	7,140	1	4
22年度	69	14,781	0	0
23年度	35	63,270	8	2,953
24年度	34	7,967	0	0
25年度	43	106,298	0	0
26年度	25	26,143	24	11,044
27年度	20	10,301	56	50,686
28年度	12	7,503	48	64,786
29年度	11	11,494	32	39,535
30年度	7	11,328	34	34,755
元年度	6	7,182	74	104,498
2年度	8	27,856	41	46,339
3年度	5	2,244	23	26,491
4年度	5	2,269	34	80,948
計	941	768,805	395	472,819

## 1.1. 令和5年度指導監査等実施方針

(令和5年4月27日 R05-04730-00116 長崎県福祉保健部長)

### 1. 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

法人監査については国が示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」、施設監査については国が示す施設種別毎の指導監査指針等を踏まえるとともに、前年度までの監査結果等を勘案して、以下のとおり定める。

また、法令、定款及び施設種別ごとの設備・運営の基準（最低基準）等が遵守されているか実地確認を主として行い、法人・施設運営の適正化、施設福祉（支援）サービスの向上に資するものとなるよう実施する。

なお、「事前提出資料」により、法人・施設がその運営状況の自主点検を行うよう指導する。

#### (1) 法人の健全な運営の確保

施設の運営は、これを設置運営する法人の評議員会、理事会及び監事機能の如何により大きく左右される。

このため、法人役員がその使命を十分認識し、施設の適正な運営の確保及び不祥事や事故の未然防止に努めることが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

##### ① 評議員及び理事の審議の充実並びに監事の監査の充実

- ・評議員及び役員の選任が適切に行われ、評議員会及び理事会において適切な審議のもと決議されているか。
- ・監事監査が形式的・表面的なものに陥らないために、監査の充実に努めているか。  
なお、会計監査人及び専門家による支援を受けているか、支援を受けていない場合も、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」等を活用した監査が行われているか。

##### ② 財産の適正管理（特に、基本財産の登記確認、担保設定有無の確認）

##### ③ 適正な会計処理

- ・複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。

## (2) 施設の運営管理体制の確立

施設の適正な運営を確保するためには、施設の運営管理体制を確立することが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 火災、風水害、地震等の防災体制（特に、夜間発生時の体制）の確保と消防設備等の整備及び避難計画（自然災害対策・原子力災害対策）の策定状況
- ② 管理規程、就業規則等必要な規定の整備と適正な運用
- ③ 会計の関係通知に準拠した事務処理  
・複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。
- ④ 基準改正等に伴う取組等の実施状況（児童関係：安全計画の作成、通園バスへのブザー等の設置）（老人・障害者関係：感染症対策の強化、業務継続計画の策定、高齢者虐待防止の推進等）

## (3) 職員の確保と職員処遇の充実

入所者の処遇の充実を図るためには、必要な職員の確保と職員処遇の充実が必要である。

なお、職員処遇に関する事項については、長崎労働局と相互に連携して指導する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 配置基準に基づく適正な職員数の確保と資質の向上（研修の充実）
- ② 給与規程の整備と適正な給料及び諸手当の支給
- ③ 社会福祉施設における職員処遇等の改善指導

## (4) 適切な入所者処遇の確保

入所者に対する適切な処遇を確保するために、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮しつつ処遇の充実に努めることが必要である。

このため、必要に応じて入所者処遇の状況など施設運営の実態をより正確に把握するため、一般職員等への施設運営状況の聴取や施設内巡回による確認を行うこととする。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 入所者への虐待の防止及び人権侵害等の防止（従業者や入所者から聞き取り調査等を実施）

- ② 入所者の個別処遇方針の策定及び適切な処遇の実践
- ③ 感染症や事故（誤薬を含む）等の発生の防止及び発生時の対応

#### （５）施設整備事業の適正な推進

社会福祉施設等の整備については、「長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱」等に基づき適正に執行されることが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 適正な入札の執行（特に、市町職員等の立会い）
- ② 適正な工事契約の締結
- ③ 工事代金の適正支出

#### （６）不祥事案につながりやすい事項の監査の徹底

- ① 収入について、本来収入とすべきもの（私的契約児の利用料、職員給食費、職員住居費、生産物売払等）が簿外処理されていないか
- ② 保育所において不適切な私的契約児はいないか
- ③ 私的流用（飲食代、タクシー代、旅費等）がないか
- ④ 不適切な法人外への資金の流出や不適切な使途がないか
- ⑤ 架空の（或いはほとんど勤務実態がない）給与・賃金・時間外手当等の支払いはないか
- ⑥ 経理規程に反し、施設・設備工事において、契約後の大幅な変更等がないか、特定の業者に発注が集中していないか
- ⑦ 入所者預り金の不適切な管理が行われていないか

2. 支給決定及び入所措置事務等実施機関（市町、こども・女性・障害者支援センター）の指導実施機関においては、介護給付費等支給決定及び社会福祉施設への適正な入所措置事務等の確保が図られることが必要である。

そこで、国が示す「市町村指導指針」及び「施設入所措置事務等実施機関指導監査指針」を踏まえるとともに、前年度までの指導結果等を勘案し、重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 適正な支給決定及び入所判定委員会の開催運営を含む適正な入所措置事務等の確保（特に、入所措置前後の実態把握）
- ② 適正な施設入所管理事務の確保

### 3. 介護サービス事業者等の指導監査

介護保険制度の健全かつ適正な運営を図る観点から、法令等に基づく適正な事業実施を確保するため、「長崎県介護保険施設等指導要綱」により、介護給付等対象サービスの質の確保・向上及び保険給付の適正化を図る。

なお、問題事業者等に対しては「長崎県介護保険施設等監査要綱」に基づき厳正に監査等を実施する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 認知症ケアの理解、高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、利用者の生活実態の確認・サービスの質に関する確認
- ② 一連のケアマネジメントプロセスの指導
- ③ 消防設備の整備及び火災、風水害、地震等発生時の消火・避難・通報体制の確保等の対策
- ④ 感染症や事故（誤薬を含む）等の発生の防止及び発生時の対応
- ⑤ 苦情処理の対応
- ⑥ 勤務体制の確保（特に、各種住宅併設型の介護サービス事業者への指導）
- ⑦ 介護報酬（特に、各種加算及び減算）の算定
- ⑧ 基準改正等に伴う取組等の実施状況（感染症対策の強化、業務継続計画の策定、高齢者虐待防止の推進等）

### 4. 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査

障害者及び障害児の福祉の増進を図る観点から、障害者総合支援法等に基づく適正な事業実施を確保するため「長崎県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」により、障害福祉サービス及び相談支援の質の確保並びに自立支援給付の適正化を図る。

なお、問題事業者等に対しては「長崎県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に基づき厳正に監査等を実施する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 虐待及び人権侵害の防止（入所施設については、利用者から聞き取り調査等を実施）
- ② 入所者預り金の不正管理等の防止
- ③ 消防設備の整備及び火災、風水害、地震等発生時の消火・避難・通報体制の確保等の対策（入所施設については、職員から聞き取り調査等を実施）
- ④ 感染症や事故（誤薬を含む）等の発生の防止及び発生時の対応
- ⑤ 自立支援給付費（特に、各種加算及び減算）の算定

- ⑥ 就労支援に係る工賃・賃金の支給
- ⑦ 基準改正等に伴う取組等の実施状況（感染症対策の強化、業務継続計画の策定等）

#### 5. 指導監査結果の通知及び問題等を有する法人・施設等に対する重点指導

- ① 指導監査の結果については、指導監査実施日から概ね1か月以内に法人・施設等に通知し（指導監査時の口頭指導を含む）、文書指摘事項については、期限を付して是正状況を報告させるものとする。
- ② 問題等を有する法人・施設等に対しては、所管課及び法人を所管する市と連携を図り、重点的かつ継続的に指導を行う。  
また、不祥事案については、2週間以内に特別監査を実施し、原則として3ヶ月以内に施設運営等の適正化を図る。  
なお、必要に応じて抜き打ち監査を実施する。

#### 6. 指摘事項の徹底

文書指摘した事項について、その後の監査で改善していない法人・施設等には顛末書又は誓約書を提出させ、改善の進捗を図る。  
なお、それでも改善されない場合は、原則として、改善命令等を行う。